

(2026年3月31日現在)

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2025年度)

住 所 神奈川県平塚市八重咲町6-18
事業者名 神奈川中央交通株式会社
代表者名 (役職名及び氏名) 代表取締役社長 今井 雅之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗 合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ノンステップバス	・ノンステップバスを173両更新する。(2025年度)	・2025年度は計画どおり173両を導入した。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員の操作等が必要な設備を用いた役務の提供 ・設備を用いた情報提供	・「移動が困難な方々の対応マニュアル」をもとに、車椅子の固定やスロープ板の取り扱い等、車椅子をご利用のお客様の乗降に必要な役務の提供がスムーズに行えるよう引き続き繰り返し教育訓練を実施し再確認を行う。 ・運賃表示器および音声合成放送装置を使用し、文字や音声により情報の提供が行えるよう、適宜メンテナンスを行う。	・「移動が困難な方々の対応マニュアル」をもとに、車椅子の固定やスロープ板の取り扱いなど車椅子をご利用のお客様の乗降に必要な役務の提供が行えるよう体験教育等で再確認を行った。 ・適宜メンテナンスを行い、文字や音声による情報の提供を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員の理解向上	・「接遇マニュアル」をもとに、既存の教材と併せて活用し、高齢のお客様や障害をお持ちのお客様への接遇に関する教育訓練を引き続き行う。 ・電動車椅子の体験教育を実施し正しくスムーズな対応ができるよう訓練を行う。 ・障害をお持ちの当事者を交えた教育訓練を実施し、相互理解の促進およびより適切な対応が出来るよう訓練を行う。	・「接遇マニュアル」を2022年10月に作成、各営業所で月次教育等において活用し、高齢のお客様や障害をお持ちのお客様への接遇に関する研修を実施した。 ・一部営業所では電動車椅子を用いた体験教育を実施した。 ・一部営業所では、障害をお持ちの当事者を交えた教育訓練を実施し、相互理解の促進およびより適切な対応が出来るよう訓練を行った。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・バスロケーションシステムによる情報提供	・スマートフォンなどからのWEB検索および各バス停に貼付のQRコードを読み取ることにより、バスの接近情報とバスの車種（ノンステップバス・ワンステップバス）が確認できるバスロケーションシステムの提供を引き続き行う。	・バス停にQRコード付きのステッカーを貼付し、スマートフォンで読み取るとバスの接近情報を確認できるサービスを引き続き行った。WEB検索についても引き続き提供を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・高齢者、障害者への接遇向上	・各営業所において、月次に行う教育に高齢のお客様や障害をお持ちのお客様に対する接遇に関する座学や疑似体験教育を盛り込み、全乗務員が同水準で正しくスムーズな対応ができるよう訓練を行う。	・各営業所にて月次教育等で高齢のお客様や障害をお持ちのお客様への接遇に関する体験教育など、乗務員が同水準で正しく対応ができるよう訓練を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・高齢者、障害者用設備への適切な表示	・案内文やピクトグラムにより、車両の優先席や車椅子スペースを必要とする高齢のお客様や障害をお持ちのお客様が乗車された際には、優先的に利用できる設備であることを利用者へ周知し、理解と協力を求める。	・案内文やピクトグラムに加え適時、車内放送を行い、優先利用の周知を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・3自治体と協働し、停留所の上屋3棟、ベンチ3基を設置した。 ・ホームページや電話で寄せられるお客様からのご意見を日々社内で共有するとともに多様なお客様がスムーズに快適にご利用いただけるよう改善に活用している。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表する。

(4) その他

特になし

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを 備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたもの
前年度車 両数	1, 845	1, 845	1, 351	494											
年度内に 供用を開 始した車 両数	239	219	182	37				20	20		1				
年度内に 供用を廃 止した車 両数	208	206	68	138				2	2						
年度末車 両数	1, 876	1, 858	1, 465	393				18	18		1				

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。